

産業廃棄物処理施設の「維持管理に関する計画」について

当該最終処分場は平成9年の廃棄物の処理および清掃に関する法律の改正以前に設置許可を受けており、当時は施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの維持管理に関する計画の公表については適用除外となります。

安定型最終処分場 設置年月日 平成9年4月1日

※なお、当該最終処分場においては、浸出水がないため、浸出水の水質検査は実施していない。